

別紙5 認定の取消しの基準及び留意事項

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第6の1に規定する認定の取消しの基準及び留意事項は、次のとおりとする。

- 1 認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当することに留意するものとする。
- 2 認定の取消しに当たっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 知事及び県民局長は、認定を受けた者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、必要に応じて関係市町村とも連携し、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うという手続を経ることが望ましい。

ただし、知事及び県民局長は、天候不順等により、その地域の作物において病害虫の多発が懸念されたため、やむを得ず農薬を散布した場合などの個別の事情を踏まえて、認定計画の取消しを総合的に判断するものとする。
 - (2) 知事及び県民局長は、認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、実施計画の審査に関与した関係機関・団体等があれば、当該団体等の意見も聴取した上で措置することが望ましい。
 - (3) 知事及び県民局長は、実施計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが重要である。
 - (4) 関係市町村は、知事及び県民局長が認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画について、当該計画に記載された措置を講じていない等の取消事由に該当する事実を確認した場合には、知事及び県民局長に対してその旨を情報提供することが望ましい。
 - (5) 実施計画の認定を取り消された者が、農業改良資金等（法第23条から第27条までに於いて認定を受けた者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。）を、当該認定を取り消された実施計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となるおそれがある。このため、知事及び県民局長は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関に当該借入金に係る実施計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとする。
 - (6) 実施計画の認定を取り消された者は、認定が取り消された日以後は法第28条から第30条までの各個別法の許可等を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に農地転用等、集約酪農地域内の草地の形質変更又は補助金等交付財産の活用を行う場合には、改めて各個別法の許可等を要することに留意するものとする。
 - (7) 知事及び県民局長は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になったこと等により、認定農林漁業者から自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。

この場合の認定の取消しは、行政手続法第2条第4号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解される。
- 3 瑕疵ある認定の取消し

知事及び県民局長は、法第20条第3項又は第22条第3項の規定による取消しのほか、認定時において申請者及び申請団体からの詐術その他により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、必要に応じ、認定を取り消すことができる。

なお、この場合における認定の取消しの効果は遡及し、当初から認定がなかったこととなることから、例えば、取り消された計画に基づき行われている農地転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第51条に規定する違反転用に対する処分等が必要となり得る場合があることに留意するものとする。